

# 文化財委員会規定

[ 1970.2.7 大統領令第4577号 ハングル化 ]

改正	1971.2.17	大統領令第5534号
	1971.5.18	大統領令第5639号
	1973.9.15	大統領令第6861号
	1983.5.30	大統領令第11139号
	1985.4.26	大統領令第11690号
	1990.1.3	大統領令第12895号 (文化庁職制)
	1992.5.30	大統領令第13653号 (博物館及び美術館振興法施行令)
	1993.3.6	大統領令第13869号 (文化体育部とその所属機関の職制)
	1996.12.31	大統領令第15225号
	1999.5.24	大統領令第16347号 (文化財庁とその所属機関の職制の一部改正)

= 条文目次 =

[第1条 目的](#)

[第2条 構成](#)

[第3条 委員長と副委員長](#)

[第4条 審議事項](#)

[第5条 議決定足数](#)

[第5条の2 分科委員会の設置等](#)

[第6条 分科委員会の組織](#)

[第6条の2 小委員会の設置](#)

[第7条 合同分科会議](#)

[第8条 分科委員会会議等の議決定足数及び議決の効力](#)

[第9条 専門委員会](#)

[第10条 幹事等](#)

[第11条 手当及び旅費](#)

[第12条 関係者の意見聴取](#)

[第13条 委任事項](#)

[附則](#)

第1条 (目的)

本令は、文化財保護法(以下、「法」と呼ぶ)第3条の規定にもとづいて、文化財委員会(以下、「委員会」と呼ぶ)の組織と運営等に関する事項について規定することを目的とする。<改正83.5.30>

第2条 (構成)

(1)委員会は、60人以内の委員から構成される。<改正85.4.26、96.12.31>

(2)委員は、学識と徳望の高い斯界の権威者の中から、文化財庁の長が委嘱する。<改正71.2.17、90.1.3、93.3.6、99.5.24>

(3)委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残りの任期期間とする。

第3条 (委員長と副委員長)

(1)委員会には、委員長1名と副委員長2名を置く。

(2)委員長と副委員長は、委員会において、それぞれ互選することとし、任期は2年とする。<改正85.4.26>

(3)委員長は、委員会の任務について通じており、委員会を代表し、会議を招集し、その議長となる。

(4)副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故が生じた場合には、委員長が指定した副委員長が、その職務を代行することとする。

#### 第4条（審議事項）

(1)委員会は、法第3条第1項に規定した事項以外に、以下の各号の事項と、博物館及び美術館振興法において委員会の審議を経なければならないと規定した事項について審議することとする。<改正71.2.17、71.5.18、83.5.30、85.4.26、90.1.3、92.5.30、93.3.6、99.2.8、99.5.24>〔施行日 99.7.1〕

1.指定又は仮指定文化財の保存に関する基本的な施策

2.[削除]<85.4.26>

3.文化財の研究・開発及び普及に関する事項

4.国家が買い入れる文化財の評価

5.発見された埋蔵文化財に対する補償金額

6.その他、文化財庁の長が委員会の議題に附した事項

(2)[削除]<85.4.26>

#### 第5条（議決定足数）

委員会会議の意思は、他の法令によって特別な規定がある場合を除いては、在籍委員の過半数の出席と、出席委員の過半数の賛成によって議決することとする。<改正96.12.31>

#### 第5条の2（分科委員会の設置等）

(1)法第3条第2項の規定にもとづいて、委員会に第1分科委員会、第2分科委員会、第3分科委員会、第4分科委員会、第5分科委員会、第6分科委員会、国法指定の審議に関する分科委員会及び博物館分科委員会を置く。<改正96.12.31>

(2)第1分科委員会は、以下の各号の事項について分掌する。

1.法第2条第1項第1号の、有形文化財のうち、建造物及び同条同項第4号の民俗資料のうち家屋に関する事項

2.伝統建造物保存法第3条第1項乃至第3項の規定にもとづく保存対象である伝統建造物、又は、伝統建造物保存地区の指定及びその解除、同法第4条第1項の規定にもとづく保存対象である伝統建造物保護区域の指定と、同法第7条第1項の規定にもとづく伝統建造物保存地区の保存計画樹立に関する事項

3.[削除]<99.2.8>〔施行日 99.7.1〕

(3)第2分科委員会は、法第2条第1項第1号の有形文化財(建造物を除く)に関する事項について分掌する。

(4)第3分科委員会は、法第2条第1項第3号の記念物中の史跡地に関する事項について分掌する。

(5)第4分科委員会は、法第2条第1項第2号の無形文化財と、同条同項第4号の民俗資料(家屋を除く)に関する事項について分掌する。

(6)第5分科委員会は、法第2条第1項第3号の記念物(史跡地を除く)に関する事項について分掌する。

(7)第6分科委員会は、法第43条の規定にもとづく埋葬文化財に関する事項について分掌する。<新設96.12.31>

(8)国法指定の審議に関する分科委員会は、法第4条第2項の規定にもとづく国法の指定に関する事項について分掌する。<新設96.12.31>

(9)博物館分科委員会は、博物館及び美術館振興法第23条第1項の規定にもとづく、博物館又は美術館の登録・登録の取り消し、中央行政機関の長の協議要請、設立計画の承認等に関する事項について分掌する。<改正92.5.30>〔全文改正 85.4.26〕

#### 第6条（分科委員会の組織）

(1)各分科委員会は、委員会の委員から構成されるが、その委員の分科別の配属、定員は、文化財庁の長が定めることとする。ただし、国法指定の審議に関する分科委員会は、委員会の委員長と各分科委員長及び指定対象文化財の所管分科委員会の委員によって構成される。<改

正83.5.30、90.1.3、93.3.6、96.12.31、99.5.24>

(2)各分科委員会は、その互選によって分科委員長1名を選出することとする。

(3)分科委員長の任期と職務については、第3条第2項及び第3項の規定を準用する。

(4)分科委員長に事故が生じた場合には、分科委員長が指定した分科委員が、その職務を代行することとする。

#### 第6条の2（小委員会の設置）

分科委員会の分掌事項についての効率的・専門的な審議を目的として、分科委員会のもとに小委員会を設置することができる。〔本条新設 96.12.31〕

#### 第7条（合同分科会議）

(1)各分科委員会は、必要に応じて、他の分科委員会とともに合同分科会議を開催することができる。

(2)合同分科会議は、当該の各分科委員長が招集することとするが、その議長は、合同分科会議において互選によって選出する。

#### 第8条（分科委員会会議等の議決定足数及び議決の効力）

(1)分科委員会会議と、合同分科会議の意思については、第5条の規定を準用することとする。

(2)分科委員会又は合同分科会議の議決で、委員会全般に関連する事項ではないものについては、この議決を委員会の議決とする。

#### 第9条（専門委員会）

(1)委員会には120人以内の非常勤の専門委員を置くことができる。しかしながら、各分科別の専門委員の数については、文化財庁の長が定めることとする。<改

正85.4.26、90.1.3、93.3.6、99.5.24>

(2)専門委員については、斯界の専門家のうちから文化財庁の長が委嘱することとする。<改

正71.2.17、90.1.3、93.3.6、99.5.24>

(3)専門委員は、所属する分科委員長の命を受け、委嘱を受けた事項の資料収集・調査・研究と計画の立案をおこない、所属分科委員会に出席して発言することができる。

#### 第10条（幹事等）

(1)委員会及び各分科委員会に対して、それぞれ幹事1名と書記若干名を置くこととする。

(2)幹事と書記については、文化財庁の長が、所属公務員のうちから命ずる。<改

正90.1.3、93.3.6、99.5.24>

(3)幹事は、該当する委員会又は分科委員会の庶務を担当し、書記は、幹事を補助することとする。

〔全文改正 85.4.26〕

#### 第11条（手当て及び旅費）

委員と専門委員には、予算の範囲内において、手当てと旅費を支給することとする。<改

正71.2.17、>

#### 第12条（関係者の意見聴取）

委員会と各分科委員会又は合同分科会議は、必要であると認められた場合には、関係公務員やその他の者を会議に出席させ、その意見を聴取することができる。

#### 第13条（委任事項）

本令に規定されたこと以外に、委員会の運営に関して必要となる事項については、委員会の議決を経て委員長が定めることとする。

#### 附則

本令は、公布した日から施行する。

#### 附則<71.2.17>

本令は、公布した日から施行する。

附則<71.5.18>

本令は、公布した日から施行する。

附則<73.9.15>

本令は、公布した日から施行する。

附則<83.5.30>

本令は、1983年7月1日から施行する。

附則<85.4.26>

本令は、公布した日から施行する。

附則<90.1.3>

第1条（施行日）本令は、公布した日から施行する。

第2条及び第3条 省略

附則<92.5.30>

第1条（施行日）本令は、1992年6月1日から施行する。

第2条から第4条 省略

附則<93.3.6>

第1条（施行日）本令は、公布した日から施行する。

第2条から第4条 省略

附則<96.12.31>

本令は、公布した日から施行する。

附則<99.2.8>

第1条（施行日）本令は、1999年7月1日から施行する。

第2条 省略

附則<99.5.24>

第1条（施行日）本令は、公布した日から施行する。

第2条から第8条 省略